

令和4年第5回にかほ市議会定例会会議録（第3号）

1、本日の出席議員（15名）

1番	高橋利枝	2番	齋藤光春
3番	佐々木正勝	4番	宮崎信一
5番	齋藤雄史	6番	齋藤聡
7番	菊地衛	8番	齋藤進
9番	佐々木平嗣	10番	小川正文
11番	佐々木孝二	12番	佐藤直哉
13番	佐々木春男	14番	佐々木敏春
16番	伊藤竹文		

1、本日の欠席議員（1名）

15番 森鉄也

1、職務のため議場に出席した事務局職員は次のとおりである。

議会事務局長 阿部和久 次長 加藤潤
班長兼副主幹 今野真深

1、地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者は次のとおりである。

市長	市川雄次	副市長	本田雅之
総務部長 (危機管理監)	佐々木俊孝	企画調整部長 (地方創生政策監)	佐藤喜仁
市民福祉部長	須田美奈	農林水産部長	池田智成
建設部長	原田浩一	商工観光部長	齋藤和幸
教育次長	畠山真姫子	消防長	阿部光弥
会計管理者	土門好子	総務課長	齋藤邦
総合政策課長	高橋寿	財政課長	齋藤真紀
商工政策課長	竹内健	観光課長	今野伸二
健康推進課長	齋藤晴美	子育て支援課長	齋藤和也
農林水産課長	須田益巳	建設課長	竹内千尋

1、本日の議事日程は次のとおりである。

議事日程第3号

令和4年9月2日（金曜日）午前10時開議

第1 議案第80号 令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について

第2 一般質問

1、本日の会議に付した事件は次のとおりである。

議事日程第3号に同じ

午前10時00分 開 議

●議長（宮崎信一君） ただいまの出席議員は15人です。定足数に達していますので、会議は成立します。

これから本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告します。地方自治法第121条の規定に基づく出席者は、お手元に配付のとおりです。

本日、議案第80号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてが追加提案されております。これを本日の議事日程事項に含めておりますので、ご確認願います。

ただいまの件について、本日午前9時30分より議会運営委員会を開催しております。議会運営委員長の15番森鉄也議員が本日欠席しておりますので、代わって議会運営副委員長の11番佐々木孝二議員より報告を求めます。11番佐々木孝二議会運営副委員長。

【議会運営委員長（11番佐々木孝二君）登壇】

●議会運営副委員長（佐々木孝二君） おはようございます。

本日9時30時分から議会運営委員会を開会いたしましたので、ご報告いたします。

本日提出されました追加議案について協議をしております。

お手元の配付の追加議案をご覧ください。

追加議案は、議案第80号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について1件であります。

追加された議案は、本日の本会議において提案理由の説明を行い、9日の議案審議に付した上、差し替えの議案付託表のとおり委員会に付託することとしてます。議会運営委員会で決定しております。

なお、議案付託表では、昨日の全員協議会で確認されたとおり、一般会計予算及び決算に関する特別委員会を一般会計予算決算特別委員会として一本化し、本日の追加議案80号を当委員会へ付託することといたしますのでご報告いたします。以上です。

●議長（宮崎信一君） これから議会運営副委員長の報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

【「なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 質疑なしと認めます。これで議会運営副委員長の報告に対する質疑を終わります。

お諮りします。本日提出されている議案第80号について、議会運営副委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、議案第80号については、そのように決定します。

日程第1、議案第80号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてを議題とします。朗読を省略しまして、当局から提案理由の説明を求めます。市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 改めましておはようございます。

それでは、本日追加提案させていただいております議案の要旨について申し上げたいと思います。議案第80号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）についてであります。

既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ3,857万5,000円を追加し、総額をそれぞれ176億8,931万8,000円とするものであります。

補正予算の内容は、原油価格や物価の高騰が市民生活に多大な影響を与えていることから、低所得者世帯に緊急的な支援を行う住民税非課税世帯物価高騰対策給付金事業について、必要な予算を計上するものであります。

歳入では、国庫支出金に1,968万8,000円を追加したほか、県支出金に1,888万7,000円を計上しております。

歳出では、民生費に住民税非課税世帯に対する1世帯当たり1万5,000円の給付金のほか、事務費など合わせて3,857万5,000円を計上しております。

以上、議案の要旨について説明をさせていただきました。詳細な補足説明については、担当の部課長が行いますので、よろしくお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 次に、補足説明を行います。市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、議案第80号令和4年度にかほ市一般会計補正予算（第8号）について補足説明いたします。

なお、説明資料も本日掲載してありますので、後ほどご確認ください。

初めに、歳出から説明いたします。

予算書は7ページをご覧ください。

3款1項1目社会福祉費総務費3,857万5,000円の増額補正です。昨年度も灯油購入費等助成事業を実施しましたが、今年度も原油価格や物価高騰等が依然として家計に大きな影響を与えていることから、住民税非課税世帯物価高騰対策給付金事業として、令和4年9月1日時点での住民税非課税世帯を対象とし、1世帯当たり1万5,000円を交付し、低所得世帯の生活を支援するものです。

3款1項1目10節消耗品費に3万円、11節通信運搬費に77万円、振込手数料に27万5,000円、19節扶助費に非課税世帯約2,500世帯への給付金3,750万円を増額補正するものです。

6 ページをご覧ください。

この事業の歳入につきましては、14款2項1目総務費国庫補助金、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金1,968万8,000円と、15款2項2目民生費県補助金2節社会福祉費補助金、エネルギー・食料品価格高騰対応緊急支援事業補助金1,888万7,000円を見込んでおります。

なお、補助率は、給付金と振込手数料を合わせた額の2分の1となっております。

補足説明は以上です。

●議長（宮崎信一君） これで議案第80号の提案理由の説明を終わります。

日程第2、一般質問を行います。

一般質問については、申し合わせにより、通告外の質問は認めておりませんので注意してください。

通告順に従って発言を許します。初めに1番高橋利枝議員の一般質問を許します。1番高橋利枝議員。

【1番（高橋利枝君）登壇】

●1番（高橋利枝君） おはようございます。1番高橋利枝でございます。

初めての一般質問でございますので、分かりやすくご答弁いただけたらと思います。

次の4項目について、通告どおりに質問させていただきます。

一つ目、漁業従事者に対する支援についてでございます。

一次産業は生活の基盤である最も重要な産業であり、にかほ市でも何世代にわたり農林水産業に従事されている方々がございます。農業経営は兼業が可能なものの、漁業の場合は兼業するには困難ですが、事業承継をしている若い世代もおり、将来的にも希望の持てる貴重な存在となっております。

2018年漁業センサスのデータによると、秋田県の漁業の現状は、2015年から2018年にかけて個人漁業経営体が約16%減少しております。本市においては、111経営体から92経営体に約17%減少しております。これに伴い漁業就業者も減少しており、県全体では23%減少しております。

さらには、経営主及び従事者の平均年齢は共に60歳を超えており、将来的な担い手減少による漁業の技退が懸念される中、本市には少なからず事業承継による若い世代がいることは、守るべき存在ではないかと考えております。

漁業就労者を増やす施策として、県では「あきた漁業スクール」が行われていますが、底曳き漁船の場合、出港から帰港まで長時間にわたる通常出漁に対する支援であり、初心者にはハードルが高く、つらいイメージになるとのことから、まずは楽しく漁業に触れてもらうため短時間の単日体験にした場合は、県の支援対象にはならないとのことでした。

本市でも就労後の支援はあるようですが、実際に就労に至るまでのスキームが整理されていないようです。若手経営主の中には、将来の漁業就労者を増やそうと独自のアイデアと自費で活動している方もおり、SNSを活用した情報発信、休漁日に漁業体験日を設け、初心者でも楽しく体験できるよう工夫することで、この二、三年の間に三、四人の新規就労者につなげております。こうした漁業体験は、漁業就労者を増やそうとする取り組みですが、昨年度は観光事業として取り組まれた経緯があります。

観光事業としてではなく、漁業就労者を増やすための「就労までの支援」が必要でないかと考えますが、次年度以降、こうした就労までの取り組みに対する市の支援の計画はないか伺います。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、高橋利枝議員のご質問にお答えをしたいと思います。

まず初めに、1番目の漁業従事者に対する支援についてであります。

漁業については、全国的に高齢化の進行や後継者不足によって就労者が減少しており、労働力不明と活力低下が深刻化しているという状況にあります。

漁業の就労者を増やす取り組みとしては、令和元年度から県漁業と秋田県の主催による秋田漁業スクールトライアル研修が実施されております。昨年までの3年間、本市と男鹿市を会場に開催され、延べ10名が研修に参加し、2名が漁師となっております。

本市独自の就労支援としては、昨年度、観光庁の実証事業、体験事業を通じた新たな観光コンテンツ創出及び観光漁業連携促進事業として実施をしております。これは、令和2年に若手漁業者から相談があり、自らが行っている体験漁業を体験で終わることなく、宿泊や飲食とも結びつけて水産物の消費拡大や観光経済効果につなげたい、さらには、移住関係とも連携し、最終的には漁業への就業につなげたいとの相談があったことから企画したものであります。昨年は3回実施し、12名が参加をしております。その実績を受け、本年度は市の予算で漁業体験事業補助金を観光費に措置しておりましたが、コロナ禍の影響によって現在一度も実施されてはおりません。観光事業として体験漁業を行うには、宿泊や飲食が伴うため、コロナ禍が長期化している現状では、来年度の開催も難しいかなというふうに思われます。

そこで、来年度は、農林水産課の水産業費に予算を措置し、就労につなげる体験漁業として実施したいと考えております。宿泊等を内容に組み込むことなく体験を重視した事業として、魚に興味のある方、漁業に興味のある方、漁師になりたい方など、誰もが参加しやすいように入り口を低くして広くした体験漁業を検討してまいりたいと思っております。

また、本市では、新規雇用1名につき20万円を雇用した側に交付する漁業新規就業受入支援助成金があり、平成23年度から9名の交付実績のうち7名が現在も漁業に従事しております。これに加えて、漁業への就労につながる体験事業を実施することにより、新規就業者への切れ目のない支援が可能になると思っております。さらに、本年度から新たに、オンライン販売や先進的な取り組みを行う意欲ある漁業経営体を支援する水産業活性化支援事業補助金制度を実施しております。

今後も、人材の確保育成から漁業の継続までを支援し、水産業の持続的な発展に取り組んでまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） 就労体験というのと観光での体験という入り口が違うことで、集まる方も目的が変わってこようかと思えます。もちろん観光にもつながる内容ではありますが、あくまでも就労は就労として取り組みがあってもいいのかなと思えます。若い世代が、日頃のノウハウと、同じ世代にどうアプローチしたらいいかと知った上での体験メニューを作成しているかと思えます。

既に実施し、就労にもつながっております。今後、六次産業化まで見据えた上で活動していること、そして、にかほ市の漁業全体のことを考えた活動であること、以上のことから今後も引き続き支援を行っていただきたいと思います。

二つ目です。アウトドアグランドデザインの地元波及経済について。

住みよさランキング上位選出、ふるさと納税寄附額の増加や観光などを通じてにかほ市の露出度が上がり、全国に向けて市の非常によいイメージを伝えていることができていると実感しております。また、移住・定住施策の推進によって、移住につながる事例も生まれており、私は、これまで進めてきた市のプロモーション活動に一定の評価をしております。

観光分野では、現在、市全域をトータルコーディネートする「アウトドアグランドデザイン」が進められており、スケートボードパーク、サイクリング、パドルスポーツ、キャンプサイト整備など、市へ誘客できるコンテンツが数多く計画され、今後の運営次第では全国から人を呼び込めるスポットとなり得る可能性を秘め、先の事業展開に期待するものであります。

一方で、本グランドデザインの各事業は、事業着手した段階、あるいはこれから具体的な計画に入るものもあり、多くの予算が投入されて、かつ市全域にわたる事業でありながら、その全容や目標する指標や数値などが見えてこない部分があります。

そこで、次の項目について伺います。

(1)本事業は、株式会社モンベルとの包括協定締結に基づいて進められるものと認識しておりますが、本市の豊かな自然環境を観光資源として生かして事業展開するもので、地元事業者等との連携や市内への経済的波及効果は当然期待されるものと考えます。

①アクティビティ事業の観光事業としての成功には、地域が一体となって盛り上げるといった視点が欠かせません。本グランドデザイン報告書の「策定の背景と目的」には、豊かな自然資源を生かした滞在型・体験型の観光を推進していく必要性に言及されており、「観光客増加による地域活性化への貢献が期待される」としています。地域活性化には、「地域経済の活性化」が含まれると理解しますが、本事業を推進する際の地域活性化に資する今後の方向性について伺います。

②市内を訪れた観光客の満足度をより高めるため、地元事業者等とモンベルが連携して進めている事例があるか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2番目のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは(1)であります。まず初めに、質問事項の前段で、にかほ市アウトドアグランドデザイン報告書は市全体にわたる事業でありながら、その全容や目標とする指標や数値などが見えてこない部分がありますとのことについて、多少触れさせていただきたいと思います。

アウトドアグランドデザイン報告書は、にかほ市の自然を生かしたエコツーリズムの促進に関して提案書の策定を市からモンベル側に委託していたもので、昨年の8月に報告書という形で提案提出していただいたものであります。そのため、報告書に記載されている整備内容等は、市の意向や協議を行っておりますが、あくまでもモンベル側の提案であると。全ての内容を期間を定めて直ち

に具体化していくというものではないということをご理解いただきたいと思います。有利な財源の確保や人的体制づくりなどの課題もありますので、優先順位をつけて進めていこうとしているところでもあります。

この報告書の内容は、にかほ市総合発展計画や、まち・ひと・しごと創生総合戦力に掲げる指標や目標の達成を目指す一つの大きな施策としての役割を担っているんだということでもありますので、このようなことから、アウトドアグランドデザイン報告書単体での目標や数値等は示されていないということをお伝えをさせていただきます。

それでは、ご質問の①についてお答えをいたします。

地域活性化の方向性のうち、地域経済の活性化への波及についてであります。

本市観光客の動向は、日帰り観光客が約97%を占める通過型観光となっております。観光入込客数が最も多いのも、本市の主要道路である国道7号線に隣接している道の駅象潟ねむの丘エリアであり、ここ自体が市内観光の核となっております。

道の駅エリアからアウトドアフィールドやその他の町並みへの誘客にうまくつながっていないため、本市の魅力を来訪者に十分に提供できていないというふうに分析をしているところでもあります。加えて、今後、日本海沿岸東北自動車道の全線開通によるストロー現象が進むことによって、通過型観光客のみならず、地域経済の衰退がある一定程度加速していくのではないかとという恐れがあります。

そのことから、株式会社モンベルとの連携によりアウトドアフィールドの魅力を最大限活用し、目的型観光に転換することで新たな経済的価値の創出を目指してまいるということでもあります。

次に、②についてです。

株式会社モンベルは、もともと地方自治体と連携し、アウトドアスポーツを通じた地域の活性化を目指すことを企業に大きな理念としております。その中で、連携している取り組みの代表的な例として、モンベルアウトドアチャレンジ、通称モックと呼ばれるものが挙げられます。モンベルクラブの屋外活動部門であり、日本全国で多くのアウトドアツアーやイベントを開催しているというものであります。地元の事業者、あるいは行政などと協力しながら実施しているものであり、定期的に体験滞在型のイベントとして開催されております。

内容の一例を挙げますと、その土地や地域の特性、特産品などと組み合わせたイベントについては、全国からの参加があるとのことでもあります。本市においても、特産品や飲食、宿泊の事業者等と連携して、本市の特色に併せ持ったイベントなどを実施していきたいと考えているところでもあります。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） ありがとうございます。

市内の飲食店、特産品等とのお話がありました。今後さらにこれらを充実させていくことも一つかなというふうに感じております。

(2)です。アウトドアアクティビティ拠点として、「道の駅象潟」ねむの丘に隣接する場所に施設整備が進められています。現在でも全国上位ランキングするほどの集客力があり、拠点整備によっ

て更なる集客が見込める大きなチャンスとなり得ると期待しているところです。

①拠点整備に合わせて、完成後の集客を狙い、ねむの丘を中心とする経済波及効果策（市内飲食店や商店等への誘導など）が計画されているのか伺います。

②ねむの丘敷地内には整備された公園があるものの、活用しきれていないのではないかと感じています。ペット同伴での旅行も増えている昨今、ねむの丘内には入場できないものの、モンベルでは犬同伴の入店が可能であり、市外・県外からペット同伴で来られる方も多く、ペット愛好者の集いの場ともなっておりますので、例えばドッグラン活用するなど旅行者に対するサービス向上も考えられるかと思いますが、公園活用方法について伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2番の②についてお答えをさせていただきます。

最近、他県では、道の駅の施設内にモンベルストアがテナント入居している例も増えてまいりました。これらを含めて本市のケースと類似する他県の施設への聞き取りでは、モンベルの立地が整備された道の駅エリアの観光客等の入込数は、立地以前と比較して年間を通じて10から20%の増加という状況であり、エリア内での経済的な効果は大いに期待するところであります。

また、ご質問の(1)①でも述べましたが、これまでの通過型観光を目的型観光に転換することで、新たな経済的価値の創出を目指そうとする意図があります。本市に立地するのはモンベルストアのみならず、本市のアウトドア拠点施設としてビジターセンター機能、案内所機能、用具のレンタル機能なども備えることとなります。これらのことから、道の駅エリア内にとどまらず、市内の幅広い地域に経済波及ができるのではないかと、つなげていけるのではないかとというふうに考えております。

しかしながら、市内飲食店や商店等への誘導策までは、現在のところ計画はしておりません。今後、地元事業者の機運の高まりも重要なものと考えているところであります。

次に、②についてお答えをさせていただきます。

多目的芝生広場については、誰もが自由に利用できる場所として、家族連れなどのピクニックなどでも利用できるように開放されております。去る7月9日には、自衛隊音楽隊の演奏会でも利用されたところであります。

この広場については、道の駅エリア内の緑地帯として貴重な空間でもありますので、拠点施設整備とのバランスを見ながら今後のあり方を検討していきたいと考えております。その中で、ペット連れのお客様のニーズも大変高まっているということも認識しておりますので、議員のご提案もぜひ参加にさせていただきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） 現在、市内でもペット同伴可能な宿泊施設もあるようでございます。ペットに限らずですけれども、市場ニーズの動向に合わせて臨機応変な対応がよろしいかなというふう感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

3番です。にかほ市の男女共同参画社会の現状と行政の役割についてでございます。

本市では、2007年から15年にわたり、男女共同参画計画を推進し、かつ2011年には、当時のまちづくりの基本理念である「夢あるまち 豊かなまち 元気なまち」を実現するため、「男女共同参画都市」を宣言しております。

私も、一昔前と比べると世間一般への男女共同参画に対する意識は醸成されていると感じておりますが、男女共同参画社会をつくる取り組みは、今後も続くテーマであります。

そこで、本市における男女共同参画社会の現状と、今後の取り組み方針について伺います。

(1)男性と女性の権利を平等にするという賛意がある一方で、行き過ぎた積極的改善措置に対しては批判があることも事実です。私も男女共同参画の推進は、何事も画一的に捉えるのではなく、地域の暮らしの特性に合わせた施策の展開こそが住みよいまちづくりの充実につながる重要なことだと考えております。

そこで質問です。

①本市の男女共同参画の現状をどのように捉えているのか伺います。

②男女共同参画事業を推進するに当たり、本地域の特性を鑑みて着眼すべきポイントと市の役割をどう認識されているか、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3番目の(1)からお答えをさせていただきたいと思います。

初めに、①の本市の男女共同参画の現状をどのように捉えているかについてであります。本市においても男女共同参画社会基本法に基づく国や県の計画を踏まえて計画策定を行うとともに、議員もおっしゃるとおり、まちづくりの基本理念実現のため男女共同参画都市宣言をして、行政が行うべき事項について実施をしてきているというところであります。

しかしながら、この間、男女共同参画の市民意識調査などを行っていないことから、具体的な点での項目を挙げての回答はできません。それでも、市の委員会・審議会等については、女性の参加率は40%前後で推移しており、県内他市町村と比較して高い数値を維持していること、母子手帳交付時に夫婦一緒に来庁や子どもの検診に夫婦で、または父親だけでの参加も見られるようになるなど、比較的若い世代ほど家事や育児に積極的に関わっている様子が見られ、男女共同参画の意識は高まっていると感じております。

確かに議員がおっしゃるように、行き過ぎたジェンダーバランスの議論があるように私も感じております。つまり、それまでの女性が社会進出しにくい時代のものであったときよりも、最近では意識や制度もだいぶ前に進んでいると考えております。ですので、議員がご指摘されるように、過度の積極的是正措置、アファーマティブアクションを意識する必要はないものと感じてはおります。

とはいうもののです。自治会の役員等は女性も増えてきましたが、ほとんどは男性で、地域活動等の意思決定の場では依然として男性の比率が高い傾向が見受けられます。このことから、行政が主導する取り組みについては、一定の成果を継続しているものの、市民主体での意識改革が進むような取り組みは引き続き必要であると感じております。

次に、②の本地域の特性を鑑みて着眼すべきポイントと市の役割をどう認識しているかについ

てですが、本市はもともと県内でも女性の就業率が高い地域であるという特性がありますが、近年では女性の雇用率が7割を超える企業の誘致もしております。さらに、子育て世代の移住・定住も積極的に進める中で、仕事と子育ての両立できる環境整備が大きなポイントになると考えております。これは、女性に限らず、男性にとってもとても大事なことでと考えております。

市が今後、若者福祉を進めていく上で、企業誘致や住環境の整備に加え、働く場での男女共同参画環境として企業での育児休業の更なる取得推進や、看護・介護休暇の取得について、雇用者、被雇用者双方の意識改革の必要性を、そして家庭面では、家事・育児の分担、協働意識の向上のため、男女共同参画に関する広報活動や学校教育・社会教育を通じた啓発活動を適切かつ継続的に行っていくことに加えて、病児保育などの子育て支援対策の充実を図り、働きやすい環境の提供に努めることが重要な役割であるというふうと考えております。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） 市長が推進されております若者福祉という分野で、子育て世代の女性が活躍できる、にかほ市は本当にそういう面では、ほかの市からもすごくうらやましがられる部分がありまして、大変、にかほ市民といたしましても自慢できる、にかほ市を誇りに思える部分かなというふうに強く感じております。

一方で、2019年帝国バンクのデータによりますと、秋田県の女性管理職が11.9%というふうになっております。政府目標値は30%ということではありますが、秋田県としてはこれでも上向きになったとはいえ、政府目標値にはまだまだ遠いのかなというふうに感じております。

市内の大企業では、女性起用に対して本社からの目標設定もあり、いろいろと頑張られておるようです。女性社員に対して管理職への打診をした場合に、まずほとんど9割以上断られるという現実があります。その理由としては、「家族の反対があるから」「近所の目がうるさいから」、ここがツートップだそうです。本社としては、にかほ市内の企業、同じ会社でも同じ目標数値を達成してもらいたいということで再三電話があるようですけども、どうしても地域的なところが一番の問題になっているのかなというふうに感じております。問題が地域性というところにあるのであれば、今、市長がおっしゃったような啓蒙活動、意識改革というところが行政の非常に重要な役割になってこようかと思っておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思っております。

(2)です。県内では女性起業家が増加傾向にあり、実際に私もこれまで多くの女性の起業のサポートをしてまいりました。それだけ意欲のある女性が増えたとも言えますが、言い換えれば、意欲が芽生える環境にある、意欲を起業という形でチャレンジできる支援があるとも捉えることができます。

本市における女性起業への具体的支援メニューと、企業意欲が芽生える環境をどのように整備されていくのか伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、3の(2)についてお答えをさせていただきます。

これについても議員のおっしゃるとおり、市内におきましても近年、意欲のある女性の起業が増

えてきており、業種については飲食業や理美容業、ウェブクリエイターなど多種多様になっております。

本市の創業支援については、商工会と連携を図りながら、起業を志す方の具体的な進捗度に応じた支援を行っております。創業イメージがまだ漠然としている第一段階の方への支援としては、女性のプチ創業支援セミナーや創業機運醸成セミナーを市で開催し、創業に対する機運の醸成を行っております。また、創業の思いが明確になり、創業内容が具体化してきた第二段階では、商工会が主催して創業塾を開催し、専門家による必要なノウハウを取得するセミナーを実施しております。さらに、実際に創業の行動に移す第三段階では、創業開設に必要な設備等の費用に一部助成する創業チャレンジ補助金や創業向けの融資制度の活用などの支援をしております。

今後も、商工会をはじめ秋田県中小企業団体中央会等と情報共有を図り、役割を住み分けをしながら起業意欲が芽生える環境の整備に努めてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） ありがとうございます。

女性の場合は、男性とまた起業目的等が若干違うのかなというふうに私の体験からも感じております。スモールビジネス、あるいはシニア層の起業というのも非常に増えていることから、今回、商工会で開催される創業塾は講師が女性ということで、非常に入り口も入りやすいかなというふうに感じているところでした。女性の起業意欲というものは大変根強いものがありますし、女性の、そのスモールビジネスとはいえ、女性が活躍できるということは、将来的にも市の活性化の大きな起爆剤になろうかというふうにも感じておりますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

(3)の質問に入ります。

女性経営者の中からは、以前よりも少なくなったとはいえ、いまだ同業他社の男性経営者からのハラスメントとも思える言動があると聞いています。

①第4次にかほ市男女共同参画計画6ページの「基本施策③セクシュアルハラスメント等、各種ハラスメントの防止対策の推進」の具体的施策として、「関係機関と連携してパワーハラスメント防止、対処法に関する情報提供と啓発」を挙げております。具体的にどのような対策が講じられているのか伺います。

②本市では、企業等に対して研修の機会を提供するなど、意識改善・醸成に取り組んでいますが、企業等の意識改善を図る上で何が課題と捉えているのか伺います。

③同計画には、135の具体的施策の実施度は97%で、131の施策が計画どおりに実施されたと記載があります。しかし、実施しただけでは不十分で、実施したことによる改善の効果測定はどのように管理されているのか伺います。

④です。同計画には、「努力」「努める」「働きかける」という文言が目立ちます。民間企業等が対象となる部分もありますので、推進には様々な課題があると思ひますが、計画した以上、市の責務として指導する立場をとることは考えられないのか伺います。

また、指導が難しい場合、インセンティブ制度を導入することも一考かと考えますが、見解を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、(3)の①からお答えをさせていただきます。

まずは①ですが、企業へのハラスメント防止や対処につきましては、商工会と情報交換をしながら取り組んでいるところであります。商工会では、ハラスメントに関連する法改正時にはチラシ等を市内各企業に周知・啓発しております。また、ハラスメントに限らず、働き方に関する相談機会を定期的に設け、社会保険労務士や弁護士を呼んで無料相談会を行っているところであります。

市の商工政策課では、市内の企業訪問を随時実施しておりますが、ハラスメントに対する相談はこれまでになく、具体的な対策はございませんが、今後ハラスメントについての相談があった場合には、商工会が開催する相談窓口への橋渡しや労働基準監督署へつなぐなどの対応をしていきたいと考えております。

次に、②についてです。

企業においても、社会における男女の固定的な役割分担意識や社会的上下関係等、男女が置かれている状況等を背景にした構造的問題があるものと認識をしており、そのことを問題として意識する人が少ないことが課題であるというふうに捉えております。また、女性の育児休業の取得率は年々高まっていると感じておりますが、男性の取得率は低調な状況となっておりますので、家庭での家事・育児の分担、協働の推進を図る上で、男性も育児休業の取得はしやすい環境を整える必要性を感じております。

しかしながら、休業による人手不足などのマイナス面や、短期的な不利益への不安、性差による差別や旧態依然とした体質などが課題となっているのではないかと考えております。これらは、企業として男女共同参画に関する取り組み姿勢が会社の評価につながり、少子化により働き手不足の現状下で選ばれる企業となる重要な項目であると認識を持つことが大切なのではないかと考えております。

次に、③の実施したことによる改善の効果測定はどのように管理されているかについてですが、計画の主要課題が「男女共同参画社会に向けた意識改革」「政策方針決定過程への女性の参画拡大」「家庭・職場・地域において多様な生き方が選択できる環境の整備」「男女共同参画による健康長寿社会の実現」の4点であります。これらは、まずは男女が社会の対等の構成員であるということや、行政としてこれらの課題に対し、実施するための受け皿や環境の整備を進めているところであります。また、それぞれの環境により選択肢は違ってきますので、改善の効果については、単なる指標達成の数値ではなかなか測ることは難しいと考えております。

しかしながら、今後は第5次計画策定に向けて家庭や企業に対しアンケートをとるなど、数値目標等についても国の計画を参考にしながら検討をしてみたいと考えております。

次に、④の市の責務として指導する立場をとることは考えられないかについてであります。市の役割として、広報啓発活動による周知や各環境整備など、計画に挙げている135の具体的施策について積極的に実施をしてみたいと思っておりますが、特に家庭や地域においては、男女共同参画を意識した上でのそれぞれの選択において決定することだと思っておりますので、指導ということについては考えてはお

りません。

また、職場におけるハラスメントは、働く人の能力を十分に発揮することの妨げになることはもちろん、個人としての尊厳や人格を不当に傷つける許されない行為であります。

国では、2019年に労働施策総合推進法において、職場におけるパワーハラスメント防止対策が事業主に義務づけられております。併せて、男女雇用機会均等法及び育児介護休業法においても、2020年6月から事業主及び労働者の責務が明確化されました。また、2022年4月からは、パワーハラスメントの雇用管理上の措置義務について、中小事業主にも義務が課せられております。このようなことから、昨今においては市が企業に指導するフェーズではなく、事業主や雇い主が責務を全うするものというふうに認識をしております。

市によるインセンティブ制度についても、導入の予定はございませんが、例えば法令を遵守しない企業は市の支援策の対象外になるなど、これまでも実績がございましたし、今後も考えてまいりたいと思います。

なお、市では、女性や若者の活躍、子育て世代を支援する「えるぼし」「くるみん」「ユースエール」といった国の認証制度を取得した企業に対して奨励金を交付したり、制度の周知をしたりして取得促進を促すことで、広義で男女共同参画、あるいは女性活躍、ハラスメント防止にもつながっていくものではないかというふうに捉えているところであります。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） ハラスメントの相談はなかったというような内容でしたけれども、ハラスメントについては、なかなか部外者に相談しにくい部分があるのかなと思いますので、まあ相談がなかったとしても、まあそうなのかなというふうに感じます。同じ会社、大企業、まあ中小企業、社内のハラスメントであれば、社内の解決というか、会社自身でセミナーするなど啓発するなどという活動ができるかもしれませんが、同業他社ということになると、誰が指導するのかなというふうに思います。女性の経営者も増えている中で、もともと男性社会と言われるようなところで女性が経営者としてお付き合いをしていくという中のハラスメントは、結構厳しいものがあるかと思います。商工課の方では、市内の企業を訪問して聞き取り調査というようなことも、文言もあったかと思いますが、実際聞き取りされて、そのあたりはどうだったのかということについて伺いたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 商工観光部長。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 今のご質問は、実際企業訪問をした中でハラスメントの相談やそういう話題はありでしたかということによろしかったですでしょうか。

●1番（高橋利枝君） はい。

●商工観光部長（斎藤和幸君） 市長の答弁にもございましたとおり、いわゆるパワハラでもセクハラでもハラスメント系についての相談等はございませんでした。

内情を申しますと、市のいわゆる企業訪問というのは、どちらかというと市の景況であったり、生産力の課題であったり、あるいは人材の確保であったりと、経済的な観点がまず多いということと、どうしても事業主であったり、あるいはその企業の経営者側に近い方との企業訪問、接触が多

いために、もし潜在的にそういったハラスメントのようなことがおありだったとしても、なかなかそれを拾い上げることは、これまではできなかった、できないでいるという現状でございます。なかなかやはり議員がおっしゃるとおり、そういった話しづらいと申しますか、話のおありの方との接点もないという現状でございます。以上です。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） すいません、ちょっと私の伝え方が悪かったかなと思いますが、女性経営者の話でございました。で、ハラスメントと一言と言ってもいろいろな種類があるかと思いますが、例えば極端な話からいきますと、同業ですのでいろいろなやりとり、取引があるわけですね。で、そこをその女性だからというような理由で安く買いたたかれたりというような内容のことも実際にありますので、売上げ、経営にも直結する問題かというふうに感じております。深く聞き取りはなかなか難しいかとは思いますが、していただけたら、もうそういったところの課題も酌み取れるのかなというふうに感じておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

では、最後の質問にまいります。

コロナ後の地域経済回復支援についてでございます。

本市の商業の現状は、大型店の出店が相次ぎ、市民の日常生活には困らないものの、事業者側からみれば、経営者の高齢化による廃業や、コロナ禍の影響により経営不振に陥っている小売業、サービス業が増えております。

「おうちでレストラン」事業は、商品券が飲食店のみならず商店等でも利用できたことから、一過性ではあるが効果のある取り組みとして、事業者、消費者ともに好評でありました。

私は昨年度まで、経済産業省中小企業庁の事業である秋田県よろず支援拠点で、コーディネーターとして県内の中小企業、小規模事業者、個人事業主等の伴走型経営支援を行ってまいりました。その体験を踏まえて、コロナ禍の逼迫した状況での一過性の支援は大変重要だったし、助けられた事業者が多かったことも確かであります。しかし、将来的に継続できる、しっかりした売上げが立つ経営ができるようにするための継続した支援も非常に重要だと実感しております。こうした個店をこれ以上減らすことなく、さらには、この分野へ起業する人を掘り起こしながら増やしていくことも重要かと思ひます。

(1)にかほ市総合発展計画では、市内商業活動の活性化支援で、商工会、金融機関などと連携した取り組み内容が掲げられています。

①具体的に、どう連携して取り組んでいるか伺います。

②商業活性化について市のビジョンを伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、4番目についてお答えをさせていただきます。

平成31年4月1日に制定いたしましたにかほ市中小企業振興条例の中に、市の責務ほか、中小企業支援団体や金融機関の関係機関の役割を明記しており、連携して取り組むこととしております。中小企業振興条例の制定に併せて、中小企業条例推進会議を発足し、中小企業者をはじめ、商工会、

金融機関など各支援機関等の現場からの課題分析や施策提案などの意見交換に加え、秋田県中小企業団体中央会からもアドバイザーとして助言をいただき、施策の推進や新たな施策への反映を行っております。また、この推進会議を土台に、日常的に各機関と随時情報交換や連携を行っているところでもあります。

次に、商業活性化についての市のビジョンについてであります。昨日の齋藤雄史議員への答弁と同様になりますが、昨年度に策定しました第2次総合発展計画の後期基本計画及び令和元年度に策定のまち・ひと・しごと創生総合戦略の中で、市内商業活動の活性化支援についての各施策を進めているところであります。主軸となる施策としては、経営持続化が課題となっている小規模事業者への支援策として商工会が実施する経営発達支援計画による、きめ細やかな伴奏型支援を後押しするため、商工会と連携をして取り組んでいるところであります。そのほか、市の主な対策事業としては、新分野への進出や新商品の開発など、経営力向上に向けた設備投資において、ものづくり商業サービス生産性向上促進事業、サービス等生産性向上IT導入支援事業に採択され国庫補助を受けた事業者に対し上乗せ補助を行うほか、キャッシュレス決済やセルフレジシステムを導入した場合などにも補助を行っているところであります。

商店街等の組織体に対しては、商店間の連携強化や活性化につながるイベントや研修事業などを実施する場合、ニーズに合わせて要望を聞き取るなどしながら広告費や通信運搬費などの経費に対し補助を行うなどもしております。

また、経営基盤の強化や改善に結びつくセミナー等研修機会の更なる充実や事業承継に関する支援、中小企業振興資金利子補給や保証料補助事業、秋田県経営安定資金融資保証料補助などの直接的な経営支援についても、引き続き商工会や金融機関、他の関係機関との連携しながら進めてまいりたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 高橋利枝議員。

●1番（高橋利枝君） 2番目の質問にも出ましたモンベルとの協定ですね、その事業が今まさに進もうとしている中で、観光地であるにかほ市として、ほかと同じ景色の商店街ではつまらないなというふうに強く感じております。やはり地域独自の小さな小売店、サービス業等が数あるところに、そのまちの魅力というものも重なってくるのかなというふうに強く感じております。小売店に対する、個人事業主等、これから起業しようとする人等への手厚い支援を今後ともお願いして私の質問を終了したいと思います。ありがとうございました。

●議長（宮崎信一君） これで1番高橋利枝議員の一般質問を終わります。

所用のため、暫時の間休憩します。再開を11時15分といたします。

午前11時05分 休憩

午前11時14分 再開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

次に、2番齋藤光春議員の一般質問を許します。2番齋藤光春議員。

【2番（齋藤光春君）登壇】

●2番（齋藤光春君） 2番齋藤光春。通告書に従いまして質問させていただきます。

にかほ市には、旧3町時代から、憲法第25条の趣旨に基づいて住宅に困窮する低額所得者に対して低廉な家賃で供給されてきた市営住宅及び共同施設等が、令和4年1月現在で、市営住宅6、共同施設2、駐車場8が現存すると承知しております。

ここで、1の市営住宅及び共同施設等の今後の在り方について質問させていただきますので、よろしくお願いたします。

この施設の中には、建設年度が昭和時代の施設や、設備が旧型であるなど、老朽化してきているものもあります。また、入居者の中には、コロナ等による収入減、社会情勢による物価の高騰、年金の減額など財政的理由から、自己負担となる冷暖房設備やその他の設備を設置しておらず、今夏の猛暑で体調を崩される方もいらっしゃったようです。そして、不安や不具合を感じながら生活をしている方もおられるようです。

現在の入居者、また、今後入居する方が安全・安心して生活できる施設の維持・管理または改善に向けた事業計画について質問いたします。

(1)各施設の状況について伺います。

①入居可能戸数と現在の入居戸数について、各施設の方で願いたします。

②年代別入居者数。

③入居世帯の収入区分。

④家賃の減免または徴収猶予の入居者数を、資料を基に簡潔にお答えいただきます。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、齋藤光春議員のご質問にお答えをさせていただきます。

まずは1番目の(1)のご質問についてですが、お配りいたしました一覧の資料に基づき、各施設の状況について説明をさせていただきますと思います。

まずは①番、入居可能戸数と現在の入居戸数についてですが、横根のさくらが42戸で38世帯であります。両前寺のはまなすが26戸の23世帯。杉山にあるひまわりが32戸の28世帯。赤石の高森が20戸の19世帯。象潟の松ヶ丘が102戸の68世帯。関の建石が78戸の53世帯となり、合計で300戸、229世帯となっております。

次に、②の年代別入居者数についてですが、40代から70歳代までの年代が多くなっており、そして10歳代以下の子どもたちも多くなっております。

次に、③入居世帯の収入区分ですが、資料の収入金額は、入居世帯全員の総所得合計から扶養等の控除対象額を差し引き、月割とした金額となり、家賃算定の基礎となるものであります。入居可能対象基準となる15万8,000円以下の世帯がほとんどを占め、特に10万4,000円以下の生活所得者世帯が8割を超えております。公営住宅が住宅に困窮する低額所得者に対応する施設であることを裏付けるものとなっております。

次に、④の家賃の減免または徴収猶予の入居者数については、家賃減免世帯が7世帯となっており、徴収猶予世帯はないという状況にあります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 所得が低い方たちの救済のために、この公共施設というのがあるわけですし、今ご説明いただいた入居戸数の方ですけれども、仁賀保地区はかなり高い、それから金浦の場合は高森団地ありますので、もうほぼ満室ということなんですけど、どうしてあれ象潟の、この松ヶ丘、建石の方の入居率が悪いんでしょう。ちょっと教えていただけますか。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 象潟の松ヶ丘、それから建石の入居戸数の少ない主な理由としてですが、松ヶ丘に関しましては、建物自体は新しい形になりますが、松ヶ丘の位置的な、地理的な問題が大きいかと考えます。松ヶ丘住宅に行くとすると、市街地、商店街などからも一段遠くなるという地理的な要因が大きいものと考えます。

次に建石ですが、建石に関しましては、ただいま一番古いのが昭和53年建築のものになりまして、新しいものでも昭和60年建築のものになります。建物、それから設備的にしまして古い関係もありまして、入居申し込みがどうしても少なくなる状況が続いております。以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） やっぱ古ければ入りたくない、地理的なものは大きな問題だとは思いますが。

それで、②番の方で入居者の年齢別の方を見させていただきました。比較的、仁賀保の方は若い方たちが多いということです。高森団地の方は40分の10ということなんですけど、やはり象潟の方がですね、だいぶ高齢者、60以上、60代以上の方の入居者がだいぶ多いんですけども、この方たちはどれくらいの入居年数になってるんでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） ただいまの建石の60年代、70年代入居者の年数につきましては、申し訳ございません、ただいま資料持っておりませんので、そこまでは回答はできませんのでご了解ください。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 何か、まあ出入りもありますしね、いろいろ長い方もいらっしゃるし、短い方もいらっしゃると思うんですけども、実はですね、こういう方たち、結局、象潟の方はかなり古い建物でして、前からいらっしゃると思うわけなんです。後でも質問いたしますけども、その住宅の管理の問題とかですね、入居者の年齢によってだいぶ対応が違ってくるんじゃないかと思うので質問させていただきました。

入居者のそれに対しての収入区分ということでも質問させていただいたんですが、これを見ますとですね、入居者の229分の188が、先ほど言われた本来階層の方のその低額所得の方で占められているようです。この方たちの例えば入居のですね賃貸料っていうのは、大体どれくらいになってるもんでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 家賃につきましては、建物の建築年数、それから費用額、それから入居者の全員の所得などがございますが、一番家賃帯といたしましては1万5,000円から2万円のところが大体半分近くを占めております。次に多いのが2万円から2万5,000円、そして2万5,000円から3万円で、この三つでほぼ8割近くを占めるような形になっております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 低額所得の方でもやっぱり家賃はだいたい国の方の何ですか、家賃計算の要するに公営住宅法施行令においていろいろ計算されて算出されてると思うんですけども、だいたい低所得者の方へ失礼な言い方ですけども、かなり生活も厳しくなってるんじゃないかと思ひまして、これを質問させていただいたところであります。

それですね、今、この最初(1)番の方で質問させていただいたんですけども、例えばこの施設の入居されてる方たちはですね、例えば転出されるとかそういうようなところで、今ここ、近年で結構なんですけども、出入りの方、新規に入った方、それから退所された方の人数とか世帯数どれくらいだか、ご存じだったら教えていただけますか。

●議長（宮崎信一君） 建設課長。

●建設課長（竹内千尋君） 令和3年度の入退居の状況ですけども、入居された方17件、退所された方15件となっております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 民間の賃貸住宅と違ひまして、長年住んでいる低額所得者にとって市営住宅がなくてはならない大切な居場所ということも言えるんじゃないかと推察されますので、それで今、状況をお聞きしたところです。

(2)に移ります。住宅施設の点検及び快適な住宅環境を確保するための入居者との意見交換、ニーズ把握はどのように行っているか。また、入居者のニーズに対する対応状況を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） では、1番の(2)についてお答えをさせていただきます。

市では、公営住宅等の点検の強化及び計画的な修繕・改善等を推進することにより、ライフサイクルコストの縮減につなげていけるよう、平成25年から本年度までの10年間を計画期間とした、にかほ市公営住宅等長寿命化計画を策定しております。この計画に基づいて、はまなす、さくら、ひまわり、高森、建石の外壁等の改修を行い、長く使う長寿命化の施策を行っております。

そして、来年度からの10年間分の第2期にかほ市公営住宅等長寿命化計画を今年度において策定中でありまして。策定に当たっては、入居者からの公営住宅へのニーズを把握するため、入居者アンケート調査を実施しております。また、日頃は入居者の中から任命した管理人や入居者本人からの施設内設備等の不具合の連絡を受け、職員や業者が現地確認を行い、修繕等の対応も随時行っております。そして、年2回の消防設備点検も実施しております。

住宅施設の点検や快適な住環境を確保するための入居者との意見交換は、特段の実施は行ってお

りませんが、管理人や入居者からの連絡や要望は随時受け付けております。さらに、毎年度、入居者からは家賃算定のため収入申告書を提出いただいておりますので、そのときに直接意見を伺う機会になっております。

要望については、公営住宅法や条例の規定の中で対応できるものなのか、できないものなのかを課内で検討し、できる限り早期に伝えていけるよう業務を進めているところであります。残念ながら公営住宅法や条例等の規定により対応できない案件については、その旨をご説明し、ご理解をいただけるよう努めているところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） ふだんからいろいろ意見交換してるということで、先ほどお話しいただきましたが、調査、それから何か、この施設へのアンケート調査を行ったということがあったようですが、その中でどのような要望とかですぬ意見が出されたのか、かいつまんで教えていただけますか。

●議長（宮崎信一君） 建設課長。

●建設課長（竹内千尋君） アンケートなんですけども、現在回収作業は終わってますけども、今現在取りまとめ中です。現在のところお答えできる状況ではございません。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 私も前回の議会のですね、今回でなくて前回のときからいろいろと市内の方のそういう公営住宅とか様々な方たちのご意見を伺いながら、例えばこういう公営住宅であれば自治会の方たちの意見交換をさせていただいておったんですが、よく聞かれることはですね、台所あたりの換気が非常に厳しいということ、それから浴室の高さですね、これは場所にもよります。新しいところはだいたいいいんですが、かなり古いところは深さが70センチもあって、先ほどあった特に古い方の建物の方は、高齢者の方がまたいで入って、また出るの大変だというようなことがよく言われております。あと、便器がやっぱり昭和あたりですと古いですので、長年使ってきた人の汚いので取っ替えたいなということもあるようですし、例えば、雨どいが壊れているとか、もう非常に冬になれば除雪が大変だとか、床下がちょっと腐食しかけているっていうようなこともよく言われてるようでした。それで、いずれこれ近々の話でいろいろお聞きしたものですから、恐らくそういうような、何ですか、回答もあるかと思しますので、それに対する対応を聞かせていただきますけども、この例えばですね、にかほ市の市営住宅条例第20条での修繕の市の負担は、どこの部分、どのような形のところの修繕するのか、市の方の負担になるのかということをお聞かせいただけますか。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 台所の換気、それから浴室の高さ、便器の古さなどの対応につきましては、住民もしくは管理人の方から連絡がございましたら、その場でとりあえず、まずは確認することが第一と考えておりますので、職員が立ち会いの上、現場を確認させてもらって、これが市で直すべきものなのか、それとも個人で入居者が対応するものなのかを話し合い、ご説明しておるところでございます。

あとそれから、条例の市の負担するものでございますが、市といたしましては、公営住宅本体に係る部分について負担する形となります。居室部分の中におけます維持管理的なものにつきましては入居者の負担となりますので、その旨もちゃんと説明しておるところでございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今、従前の条例の方にはですね、市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用（畳の表替えとか破損、ガラスの取り替え、軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他付帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用を除く。）と、これは市の負担とするというようなことが書いてある。ご存じだと思いますけども、例えば、その先ほど言った浴槽とかですね便器とかそういうものの修繕は、市の方でやるのか、個人でやるのか、ちょっとそこのへん教えていただけますか。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 浴槽、それから便器につきましては、入居者と職員が立ち会いの上、確認いたしまして、入居者の負担となる場合もございますが、設備の経年劣化が見られる場合は、立ち会いの上、市で負担し修理することもございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 先ほどありましたけども、だいぶ低額所得者の方が多く住まわれていることもありまして、個人でその修繕するとなると非常に厳しい状況だと思います。そこら辺のところをやっぱり、せっかくずっと住んでいらっしゃる方ですし、またこの制度そのものがそういう方たちの救済ということで進めてる事業でありますので、ぜひ市の方ですね、我々の税金はみんな平等にしっかりと快適に安全に住めるようにするための税金ですので、ぜひそれの方、考慮していただいた方がよろしいんじゃないかと思います。

それからですね、もう一つ、先ほどお話しありましたけども、地理的問題で象潟の方にはなかなか入る人がいないと。逆に言うと、実は平沢の方ですね両前寺の方の方たちは、コミュニティバスが最近来てもらえるようになって非常にありがたいということを言ってます。以前からその話もさせていただいたので、市の方で対応していただいたと。バス路線が通ってると。中に入っていけないとこって非常に厳しい。特に、この今見ますと、象潟の方ですね、こちらの方、高齢者が多くて足がない方もたくさんいらっしゃって、病院に行くにもバスとかタクシー使わなきゃいけない方たちもいらっしゃるようですので、そのコミュニティバスですね運行なんかも考えてみてはどうかということなんですが、いかがですか。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） 建物のもとはちょっと違う、通告外だと思いますけれども、お答えをさせていただきますれば、松ヶ丘住宅についても近年、最近コミュニティバスが行っておりますので、コミュニティバスの活用についてはできる状態になっております。建石団地については、国道に他の公共交通機関が走っておりますので、こちらの方にはコミュニティバスは走らせられないという状況にあります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 通告外ということだったんですが、これは建物に関する入居の関係ですの

で、非常に重要な部分だと思っておりますのでご考慮をいただければと思います。

それでは、次に移ります。

(3)です。入居者のうちで高齢者、障がい者への安全対策。例えば、よく今、公共施設なんかで言われてるバリアフリーとか災害時の避難対策などの具体的な対策はどのように施されているのかお聞きいたします。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1の(3)についてお答えをさせていただきます。

住宅室内のバリアフリーについては、比較的新しい松ヶ丘20年棟でも建設から13年が経過し、またそれ以前に建設された住宅においても、ひまわりの一部の棟でトイレ、脱衣所、風呂場でバリアフリー化にはなっているものの、全てがバリアフリー構造とはなっていないというところであります。階段の踏み外し等の安全対策は、市営住宅の戸建てが連立メゾネット式の高森やはまなすを除いた松ヶ丘、建石、さくら、ひまわりにおいて手すりを設置するなどしております。

各施設とも建設当時はバリアフリーが義務化される前であったこと、また、公営住宅法は住宅に困窮する低所得者向けの住宅であり、公営住宅法の規定にのっとり設計建築した住宅であることから、高齢者や障がい者の入居を前提とした施設ではないということもありました。仮に現在の施設を高齢者や障がい者等の安全に対応した改築を計画する場合、エレベーターの新設、車椅子対応の通路とスロープの設置が必要となると考えられます。この場合、建物の構造や躯体の改築は必須となり、住宅の建て替えを前提とした検討をしていかなければならないと考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 先ほどもお話ししましたが、浴槽の高さですね非常に危険だと、そういうのがあります。それから、私も現地に行って様々、中とか、それから建物見させていただいたんですけども、出入り口が非常に旧型ですので狭くなってる建物がある。それから、避難ばしごとかですね、そういう設置のところは、果たして全部の戸数の中で設置されているものなのかということをお聞きします。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 浴槽の高さ、それから出入り口の狭さにつきましては、建設当時の公営住宅の建築基準に基づいて設計建築しているものでございますので、その当時とすれば適法、的確なサイズとなっております。

ただ、今現在、言われるとおり、今の形からするとそれは改良の余地はあるのかなとは考えますが、仮に改築とすれば、建物本体、躯体本体ですね、それの方までの改造となりますので、それを検討する場合、もう改築ではなく建て替えを検討しなければいけないというレベルの話になるかと考えます。

また、避難ばしごにつきましては、上層階のベランダ部分に避難ばしごがついておりまして、各世帯についての箇所もございますが、建石のように後づけしたところにつきましては、各フロアに2か所ずつという形の設置となっております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 建石の方だけでなく、ほかのところも新しく建てた方はその災害対策とかですね、その安全管理ということでいろいろ対策されてると思うんですけども、例えばですね、建て替えなければ大変だと。今、こういうとこ、近年はどこの自治体でもですね、公営住宅の多くが老朽化が進んで解体しなけりゃいけないというような施設もだいぶあると。ところが財源不足によって非常に公営住宅の新設は難しいということから、まずは、先ほどお話したリフォームですね、これは確か国の方からも補助金はあるはずですので、リフォームで対応を図ることを検討するというようなことが、ほかの自治体を調べてますとありますので、その辺のところも考慮していただいて、できるところはやっていかれたらいかがだと思います。

それですね、ひとつ、高齢者の方が特に、それから障がい者の方もなんですが、避難の際ですね1階だったらまだいいんですが、2階、3階に住んでる方がいらっしゃいます。先ほどエレベーターの話もあったようなんですけども、狭くて、それから夜になると照明もついてないというような状況があります。その方たちがですね、例えば2階、3階のその障がいとか、それから高齢者の方を1階に移すような、同じ棟であればですね1階に移すような手続きをしたらいかがと思いますが、そこら辺はどうお考えでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 市の条例におきまして、入居をする際の特例といたしまして定められておりますが、60歳以上の高齢者や障害者につきましては、優先的な選考の上、入居できるものとしておりますし、過去におきまして本人、病院や公的機関からの相談で身体の不具合により、上の階から1階に希望する場合は、当然空き室の状況もございますが住み替え対応を行った事例もございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 例えば入居の場合は3か月の敷金が必要だと。出る時には返すという形になっておりますけれども、同じ棟に入っているのであれば、そういうようなところの例えば移る場合の敷金とかそういうのっていうのは考慮されるのでしょうか。それとも発生するのでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 建設部長。

●建設部長（原田浩一君） 本来であれば部屋移り替わりということは、まずないんですけども、先ほど申し上げましたように高齢者など条件によりまして上の階から1階に移した場合の事例がございます。その際に新たに敷金などが発生するということとはございません。家賃に関しても同じでございます。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 何度も申し上げますが、ここに入っている方たち、大変財政的に厳しい方たちですので、是非そこら辺の条例の方で様々あるとこうだということではなくて、もし必要であれば条例を変えるような提案をしていただくとかで、こういう財政的に厳しい方たちとか、いろんな事情ある方たちへの配慮ができるような事業にしていただければと思いますのでよろしくお願いしたいと思います。

(4)に移ります。今後の市営住宅及び共同施設等の維持管理の見通しと方針を伺います。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、1の(4)についてお答えをいたします。

にかほ市公営住宅等長寿命化計画で計画していた各施設の外壁等の改修工事は、令和3年度で完了いたしました。今年度は第2期計画の策定を進めており、公営住宅の現状分析や入居者アンケートの実施を行っているというのは先ほど伝えたとおりであります。各施設に関する基本方針等の取りまとめや整理も行っているのが今の現状であります。

現在の社会情勢は、人口減少、少子高齢化が進んでおり、現有公営住宅建設時とは大きく状況が異なってきております。必然的に適正な管理コストや施設設備等についても変化があるものと考え、検討しなければなりません。このことも策定中の第2期計画に盛り込んだ上で維持管理の方針を策定することとしております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今、今後いろいろと検討していただくということですが、人口減少対策として若者支援住宅には今、スポットが当てられているようですが、行政は第一にですね現在居住している我々市民が、いかに日常、安心・安全、そして快適に生活できるかということを主に事業を執行することが本筋ではないかと思っておりますので、今後よろしくご執行の方、事業を進めていただければと思います。

次、2のふるさと納税の活用実績とその効果についての質問に移りたいと思います。

ふるさと納税制度は、「生まれ育ったふるさとに貢献できる制度」「自分の意志で応援したい自治体を選ぶことができる制度」として創設され、にかほ市もかなりの恩恵を受けております。

ふるさと納税による収入は、今や本市の重要な収入源となっておりますし、また、本市の魅力発信としても大いに活用できる制度でもあり、地場製品のPRには非常に効果的なものであると考えます。

ここ数年の新型コロナウイルス感染症による経営不振に対する企業支援や国民への財政支援金、それから医療対策費等による国からの支出も膨らんで、支援の在り方の再検討も必要な時期となっております。国は財源確保に向け、各種税制の見直しや医療費の個人負担増なども検討されるとも言われております。

このような中、本市のふるさと納税は増加傾向にあります。ふるさと納税制度の理念である「地方創生」に向け、納税者のあたたかい思いを大切に、効率的・効果的な地域活性化に向けた活用をしなければならないと考えます。そこで質問いたします。

(1)平成29年度以降のふるさと納税の具体的な使い道と活用実績を伺います。資料に基づいて簡潔にご回答をお願いします。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、2番の(1)についてお答えをさせていただきます。

ふるさと納税の具体的な使い道として活用実績についての質問については、これまで多くの事業に活用してきており、別紙資料に取りまとめております。

その概要の主なものではありませんが、景観保全事業での松くい虫被害木伐倒事業や屋内運動施設やアウトドア拠点づくり事業といった施設整備等のハード事業、あるいは英語指導助手ALT招致やプログラミング教室等の教育環境整備、伝統芸能の保護、承継事業などのソフト事業、イベント開催事業などに充当してきております。

幅広く様々な事業で活用させていただいており、寄附をいただいた多くの方々に感謝の念を絶えませんし、今後も寄附者の思い、意向を十分に尊重しながら、貴重な事業の財源として有効に活用させていただきたいと考えております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 様々なこの平成29年度からということでお話しされましたが、もっと前からいろんなことをやられていると思いますが、あえて今、市川市長が就任されてからの年度での質問をさせていただきました。

そこで、返礼品の事業への支出がかなりありますけど、こちらの方でちょっとお伺いしたいと思います。

返礼品の実績をお伺いします。トップテンの品数、それから金額的なランキング、順位、それから品物ですね、返礼品の品数、順位について、年度別のご説明をお願いいたします。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 質問の(2)に移られたというふうに理解をしてお答えをさせていただきたいと思えます。

別紙資料にまとめておりますので、ご確認いただきたいと思います、件数ベースによる上位のものと寄附額ベースによるもの、それぞれ上位10位についてを表で表わさせていただきました。

人気のある返礼品としては、金額ベースでは定期便によるお米が大半を占めております。また、件数ベースでは、お米ではなく肉類、豆類の加工食品が目立っております。年度によっては麺類なども人気となっております。

このようにお米が上位を占める傾向は、農村部を抱える地方の自治体の多くに見られるもので、本市においてもそのような傾向はありますが、加工食品の人気も高まってきているというところがあります。

とはいえ、このような順位等にとらわれることなく、返礼品を丁寧に送付する、様々な問い合わせ等にも速やかに対応することによって本市への印象、あるいは心証も高まり、こうしたことがリピートにつながることも多くありますので、真心を込めて誠実丁寧な対応に心がけるよう、市としては返礼品取り扱い事業者にもお願いをさせていただいているところであります。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君）

-
-
- 議長（宮崎信一君） 市長。
 - 市長（市川雄次君） 休憩。
 - 議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午前11時56分 休 憩

午前11時57分 再 開

- 議長（宮崎信一君） 再開します。
齋藤光春議員。
- 2番（齋藤光春君）

以前、にかほ市のふるさと納税が始まった時には、にかほ市の地産品のブランド化の計画、それ売り込もうと。そして、広く世間、日本中に知ってもらおうというような形で事業を進めていきたいという話がありましたので、そのブランド化、そのときの地産品とかですね、例えば「にかほ本ずわい蟹」とかそれからイチジク等、ほかのことも加工品もそうなんです、そのような評判、それからその売り込みについてはどのような形でやられているのか教えていただけますか。

- 議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

- 企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） ただいまのご質問の「にかほ本ずわい蟹」、イチジクの加工品等の売り込みについてでありますけれども、まずは「にかほ本ずわい」の方ですけれども、そちらを取り扱う事業者さんが、令和3年度においてはまずは返礼品としては取り扱っておりません。それは返礼品を扱っている事業者を登録できていなかったということと、数が見込めないということで、令和3年度においては返礼品としては扱っておりません。返礼品を取り扱う場合には、様々な受注の状況、発送、在庫管理等々、適正に対応できる事業者さんを登録をして、申し込みにしっかり対応できる、そういった事業者さんであるということをも前提としておりますので、そういったところでは数が見込めないというところで本ズワイについては令和3年度は返礼品として扱ってきておりません。

イチジクについては、そのブランド全面ということでは出しておりませんが、ここにきて返礼品の申し込みとしては増えてきている状況でございます。

以上であります。

- 議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。
- 2番（齋藤光春君） 仁賀保地区は農工一体ということで、齋藤憲三先生がTDKとか農業の農閑期あたり、それから、また一緒に作業していこうということで、ここ発展してまいりました。ま

た、やはり漁業関係でもなかなか一本立ちしていけないということで、家族が製造業の方にいったりとか、兼業の形で進めてきてますので、是非ですねそういう第一次産業も含めた再度こういう売り込みの検討してはどうかと。以前、本ズワイ蟹のときのそのこと、確保できなかったということがございました。そのとき私も質問させていただいたんですが、あのときはもうズワイガニ等というのは、特化して話させていただきますが、11月、12月から獲れるわけなんですね。だから最初から限定品としてこういうのは何本限定とかいう形でストックする気であれば可能なことであります。それはもう生産者としっかりと打ち合わせしなければできないことでありまして、卸業者だけに任せるのであればそういうことはできないかと思えます。いずれ以前はそういうことがありました。私もその漁業関係の方に関わっておりましたので、こんなに獲れててなぜないのということがありましたので、ストックの仕方とかも考えていければ、今後こういう地元のですねブランド化とか、それから地産品の売り物にもなるんじゃないかと。今、本ズワイガニとイチジクの話をしました、ここに扱っている豆類、肉類というのは、どのような形のものなのか教えていただきます。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） 資料に示しております豆類、それから肉類というものの具体的な中身についてであります。豆類については味噌ですとか豆腐類、納豆などを指しております。肉の加工品については、ソーセージ類や焼き鳥、あとは単にスライスした肉、カットの肉類、そういったものを表わしております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） そうすれば、また先ほどちょっと、新たな產品のですね開拓、前日の話にもありましたが、そういう産業の開拓ですか、新しくブランド化していく。それから、作っていくということをお話しましたが、そういうような今、この返礼品としてですね進めるとかっていう考え、それから計画はあるか教えていただけますか。

●議長（宮崎信一君） 企画調整部長。

●企画調整部長（地方創生政策監）（佐藤喜仁君） 地域PRの観点から地場産品をブランド化、返礼品としてはということに対してお答えをしたいと思います。

先ほどもお話ししましたが、ふるさと納税の返礼品としましては、商品化されていて安定供給が見通せるなどの諸条件を確認した上で登録としております。地場産品のブランド化を図る取り組みについては、ふるさと納税とは別に、その商品、あるいは製品、そうした分野に関わりがある、そういった関わりの深い部局が事業者と一緒に取組んでいくものと捉えております。

これまでに、先ほどもお話ありました「にかほ本ずわい」といったブランド化を図ってきておりますけれども、新たなブランド化を目指している商品等については、現時点においてはそういった動きはございませんので、お伝えをしたいと思います。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 是非ですね、ここに地産物たくさんございます。生産者と一緒ですね、いろいろ、商工会も含みまして協議してですね進めていただければ、さらにかほ市の価値が高まるんじゃないかと思えますので質問させていただきました。

次の(3)に移らせていただきます。中長期的な視点に立った、ふるさと納税を活用した事業計画はどのように考えているのか教えてください。

●議長（宮崎信一君） 市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） 次に、(3)のご質問にお答えをしたいと思います。

今年度のふるさと納税寄附額の状況は、市政報告で申し上げましたように、7月末時点では前年度比の14%の減少と大幅に減少しております。これは議員のご認識のとおり、ふるさと納税は自分の意思で応援したい自治体を選ぶことができる制度で、寄附という性質上、毎年約束された金額、その見込みとして試算した歳入が確約されているものではありません。こうした不安定な性質の寄附金を財源と見込んで事業計画を立てる、プランニングをするということとはできないと考えております。したがって、中長期に限らず、たとえ短期であっても、ふるさと納税による寄附歳入ありきの財源とした事業計画を立てていくことはありません。

しかしながら、貴重な財源収入となりますので、寄附の獲得に向けた取り組みは引き続き力を入れていきたいと考えております。なお、今年度から特定の事業に対して寄附を募集するクラウドファンディング型並びに企業版ふるさと納税を開始するなど、財源の確保のための新たな取り組みを開始していることもお伝えしておきたいと思っております。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今、市長のおっしゃるとおりだと私も考えます。ふるさと納税、これは寄附、ほかの方のご意思であります。そして今、最近は特にあれですね、コロナ禍ということで返礼品なしで使ってくれと、自分の出身のふるさとに対して寄附を行われる方が増加しているということのようです。以前にも、平成30年のときの移住定住シンポジウムのスマイルで行われた、酒田方面とのときに、市長に対してある方が、にかほ市は移住・定住をどう考えるのかということに対して、市長がこのように返答しておりました。にかほ市が増えても、結局ほかは減るんだと。だから日本中全体で考えていかなきゃいけないことだという、そのとおりだなと思っております。要するに、私が言いたいのは、ふるさと納税も、うちに10億来れば、ほかのところは10億減っているということになりますので、ただこれは大変ありがたいことでもあります。その意思、ほかの減った分だけ、こっちで無駄な使い方はできないということはもちろんですので、是非このことに対してはしっかりと使わせていただかなければいけないのではないかと考えます。

そこでですね、これ使っているところを見ますと、特にですね、今、先日、トキのことで認定されたと、にかほ市。ですから環境、要するに環境を整備しなければいけないということを新聞の方に載っておりました。ふるさとといいますと、やっぱりこちらの方では原風景というのが思い浮かべるわけで、ここから出ていかれた方、また、ここに観光でいらっしゃる方も、それを求めるのではないかと推察されますので、もちろん企業とか産業、それから活性化に向けての取り組み、教育、福祉等の国や県からの補助金や交付金などで賄っているわけですから、是非ですね、こちらの方を見ますと、環境保全とか自然環境事業に対する金額をもっともっと増やして、市の方での今、収入では足りない部分、それから、補助金をもらえない部分でも、どんどん整備していったらいかがか

と考えるんですが、市長、いかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） トキの里地認定については答弁あればさせていただきますが、いずれにしろジオパークも含めてですね、にかほ市の中の景観保全は極めてにかほ市にとっても至上命題であり、重要課題であります。私どもとしては、同じような線上、要するにライン上にあるものについて、トキも含めてですね、環境整備を進めていかなければならないというふうに思っておりますので、議員がおっしゃるとおり景観保全、あるいは環境保全等については、引き続き積極的に取り組みをしていきたいというふうに思っております。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） それでは、トキと共生する里地づくりに向けた環境整備についてお答えをさせていただきたいと思えます。

今回、里地づくりとして選定されましたのは、これから新たに環境整備を行うというものではなく、現在取り組んでおりますスマート農業であったり、減農薬に向けた取り組み、そして、環境と景観に配慮したほ場整備、こういった取り組みがトキが立ち寄ったときに数日間生存できる環境であるということで、このまま市の取り組みの方針を継続していくことによってトキと共生できる里地となり得るということで選定されたものであります。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 齋藤光春議員。

●2番（齋藤光春君） 今このにかほ市ですねホームページ見ますと、使い道と事業実績を次のとおり用途をお選びくださいというところあります。第1番目に、ふるさとの豊かな自然環境や美しい景観を保全したいと、1番上にあつて、そこから6項目あつて、そこから選んでくださいということですので、ちょっとした私も自治会の会長やってますけども、市の道路、それから周りの市の敷地、草刈ってくれと申し込んだところ+、金がないということをやられたという私の自治会の方たちからあります。是非ですね、こういうのもありますので、活用して、まず市を、ふだん日常的にきれいにしていくということにもかほ市の魅力発信、そしてまたこのふるさと納税、ふるさとを思う方たちの大きな目的、それからお考えにも当てはまるんじゃないかと思えますので、是非そこら辺も考慮した上でお願いしたいと思えます。

これで一般質問を終わります。

●議長（宮崎信一君） これで2番齋藤光春議員の一般質問を終わります。

昼食のため、休憩をいたします。再開を1時15分といたします。

午後0時13分 休 憩

午後1時16分 再 開

●議長（宮崎信一君） 会議を再開します。

次に、13番佐々木春男議員の一般質問を許します。13番佐々木春男議員。

【13番（佐々木春男君）登壇】

●13番（佐々木春男君） 初めに、今回の長雨、大雨で被災されました農家の方々に心からお見舞いを申し上げます。市に対しては、これを契機に、農業からリタイヤすることのないように、手厚い手当てを求めるものであります。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、農業振興についてです。

安倍晋三元首相が凶弾に倒れたことに対し、私たちは深い哀悼の意を表明し、暴挙を厳しく糾弾いたします。同時に、安倍政治については冷静な評価が行われるべきです。安倍政治の問題点は過去の問題ではなく、その基本点を継承している岸田政権の下で今日の日本政治の問題でもあるからです。安倍・菅・岸田政治の10年間は、環太平洋連携協定——TPPなどの農産物輸入自由化が強行され米価暴落と、官邸主導の農政改革が吹き荒れた農業にとって「大変厳しい10年」でした。コロナ禍での米価暴落では、輸入米には手をつけず、転作拡大を推し進め、その転作の補助を1年限りにするとか、転作のために畑地化に長年努力してきたにもかかわらず、ここに来て5年に一度稲を作付けしなければ田として認めない、田んぼとして認めない、いわゆる水田活用交付金問題など、まさに自助努力のオンパレードであります。

このような農政で地域農業を守り、現在38%の自給率を改善し、国民の食糧の安全を確保できるのか私は疑問に思います。市長の見解を伺います。

次に、小規模農家からは、機械関係の補助は大規模農家ばかりだという不満の声が聞かれます。国連は、「大規模農業で効率よく」としてきたものを、持続可能な農業は家族農業だとしております。小規模農家でも農業が継続できるように、あらゆる角度からの支援が求められていますが、小規模事業者に対する市の支援について見解を伺います。

次に、安倍元首相の国葬に関連してお伺いいたします。

歴史を振り返ると、日本の国葬は天皇から「賜る」栄典の一種で、叙勲や叙位といった類のものと位置付けられています。国葬の原型が作られたのは、当時の政府の最高実力者で、1878年——明治11年に暗殺された大久保利通の葬儀です。喪主は大久保家でしたが、実質的には伊藤博文や政府首脳が主導して多額の国費を使い実施しています。天皇が大久保という偉勲あるただしい「功臣」を失い嘆いているため、国家を挙げて盛大な葬儀が用意されたと国内外に見せるための葬式だった。天皇を支え国家に尽くした功臣の死を悼んで、かりそめの一体感を生み、国民統合や国威発揚のための装置として作用したのです。

国葬令は1947年に失効しました。1967年に吉田茂元首相の国葬を佐藤栄作首相が強引に実行しましたが、一部では反対運動が起こり、無関心な人々も多く、戦後の民主主義の日本では国葬は成り立たないことを示して終わりました。その後の首相の葬儀は、内閣と自民党による「合同葬」に落ち着いていきました。

日本国憲法下での「国」とは、国民でなければならない。その国民の多くが国葬を望んでいない。また、議会を経ずに閣議決定した点も民主主義の手続きとしては相入れないものであります。政府

は、国民一般に喪に服することは求めないと言っていますが、望む人だけが悼めばよい儀式なら、その範囲でやればよいことで国葬の必要はありません。

国葬に関連して、公的機関、学校等への半旗掲揚などの通知をする予定があるのか、本市の対応を伺います。

次に、コロナから市民のいのちと暮らしを守るために質問いたします。

連日、コロナ新規感染者拡大のニュースが流れています。にかほ市においても小学校の学年閉鎖や「発熱に関する問い合わせが多くなった」という医療関係者の話からも、コロナはもう目の前にいると言えます。

第7波が爆発的な感染拡大となった主な原因は「水際対策の緩和」「感染対策のゆるみ」「感染力が強い新しい変異株」の三つがあると言われております。5歳未満児はワクチン接種対象外で、5歳以上のワクチン接種も進んでいない。このため、子どもの重傷者が増えてしまっている。救急車がすぐに来てくれない。来ても搬送先がなかなか見つからない。あげくの果て、自宅で療養では国民のいのちを守ることはできません。日本共産党秋田県委員会では、7月28日付で秋田県知事へ下記の項目について要望書を提出しております。市民のいのちと暮らしを守るために、本市でも以下の項目について主体的に取り組むことは考えられないか、市長に見解を伺います。

①医療施設外での大規模発熱外来を構築するなど、県の主導による緊急事態に対応する施策。

②無料PCR検査の積極的な広報と、感染の不安がある人の検査促進。無料PCR検査のコロナ収束までの継続。

③医療機関、高齢者、障害者・子ども福祉施設、保育所、学校等において、最低でも週1回の頻回の定期的PCR検査の実施。

④軽症者や無症状の感染者から同居家族への感染を防ぐために、宿泊施設のさらなる確保。

⑤二次感染防止、早期治療のため感染が疑われる症状や重症化の前兆症状などの市民への周知。

⑥濃厚接触者となったケアワーカーが業務を続けるために行う検査を事業者負担にしないこと。全額国費負担するよう国に求め、それまでは県負担とすること。

⑦各地の催事では、主催者側が感染対策を工夫し努力していますが、平時でない規模の人流増大は必然であり、主催者と参加者への感染対策の徹底・努力の要請のみでは、感染拡大の抑止には限界がある。事前の検査の徹底を参加資格の要件にするなど、県主体の共通した対応を打ち出すこと。

⑧感染の急拡大により影響を受けている飲食店、宿泊施設などに対する持続化給付金のような直接支援を行うこと。また、国にも支援の実施を求めること。

以上質問いたします。

●議長（宮崎信一君） 答弁、市長。

【市長（市川雄次君）登壇】

●市長（市川雄次君） それでは、佐々木春男議員の一般質問にお答えをさせていただきます。

初めに1番の①についてであります。

初めに、日本の食料自給率を低い理由をお話させていただきたいと思います。

日本で採用されているのは、カロリーベースの食料自給率であります。これは輸入されたエサ

で育った牛や豚、鳥、卵などは国内で育てられていても自給率に算入されないものであります。また、食べられずに廃棄された食料も分母に含まれるため、毎年2,000万トンもの食品廃棄がある日本では、必然的に食料自給率が低くなるという側面があります。

カロリーベースによる自給率の算出は、韓国や台湾など一部の国で採用されておりますが、主要先進国を初め国際的に主流となっている算出方法は、生産額ベースの自給率であります。これに基づくと、カナダは121%、オーストラリアは128%と100%は超えるものの、アメリカは92%、フランスは83%、イタリアは80%、ドイツとフランスは70%、日本は66%となります。イギリスは58%であり、決して日本が高い数値とはいえないながらも、他国と比べて大きく見劣りするものではないとも言えると思います。

また、食料自給率の低下の要因としては、急激な食生活の変化にあると思います。米と魚の消費が減る一方で、パンや肉の需要が急激に増えていったことが要因でもあります。

農水省によると、1965年には国民1人当たり、一日お茶碗5杯のご飯を食べていましたが、2020年にはその半分まで減少しているというところでもあります。私たちは若者の米離れと気がちですが、最もご飯を食べていないのは40代、50代とのことでもあります。メタボを意識した糖質制限によって、その年代がご飯を食べなくなっているというところだそうでもあります。

ご質問の38%の自給率を改善し、国民の食料の安全を確保できるのかについては、農政以外にも課題が多いため、現状では難しい面があると感じておりますが、私たちが直面しているのは国レベルでいかに自給自足ができる体制を整えるかであると思います。その意味で、カロリーベースによる38%という数字は、強いインパクトで受け止められるため、一人一人が自給率を意識するには効果的な数字だと言えます。

まず、私たちは地域の農業を守り、多様な農産物の収量向上と、その魅力をPRし、多くの国民に食べていただくことが必要であると思います。そして、カロリーベースによる算出では、食べ残しや消費期限切れで捨てられる食料、いわゆる食品ロスを減らすことによっても自給率のアップにつながると思います。国民全体で食料自給率を意識し、日常生活の中でできることから取り組んでいくことが食料安全保障の確立と自給率の改善につながるものと考えております。

次に、②についてお答えをいたします。

議員のおっしゃるとおり、国連では世界で8億人以上の人々が飢餓に苦しみ、栄養不良が深刻であることから、世界の食料生産額の8割以上を占める家族農業の重要性を強調しております。

一方、国連では家族農業に関するイノベーションの促進についても訴えております。これは、これまでと同じ形態で家族農業を継続するだけでなく、新しいことに取り組み、何かを変えることも必要であるということでもあります。小規模農家の安定な経営には、水稻単一経営から高収益作物との複合経営への転換や経営面積の拡大などが必要であると考えております。そのためには、高齢化が進む中、厳しい面もありますが、地域の方々と協働で取り組む必要性があると考えます。家族農業としても、農業所得の向上と労働時間の短縮を目指さなければ、若い人が魅力を感じることでできず、継続は困難となることも考えられます。多様な形態においても持続可能な農業を目指していただき、農地の集約、複合経営、規模拡大、スマート農業の導入などによって魅力ある農業に向け

て支援をしてまいりたいと考えております。

次に、2番の①の質問にお答えをさせていただきます。

国葬に関連して公的機関へ半旗掲揚などの通知をする予定につきましては、現時点ではそのような通知をする予定はありません。

次に、3番目のご質問にお答えをさせていただきます。

初めに①についてであります。新型コロナウイルス感染症については、県内においても毎日1,000人を超える感染者がおり、誰もがいつ感染してもおかしくない状況となっております。秋田県では、医療機関外での大規模発熱外来についても、感染者が増加傾向にあった7月30日、31日には、症状がある人を検査する臨時の発熱外来を県庁の中庭駐車場に開設し、8月11日からは急速な感染拡大による医療機関の逼迫を緩和し、発熱等の症状がある方が速やかに適切な保健医療サービスが受けられるよう、秋田県新型コロナウイルス感染症検査キット配布、陽性者登録センターを開設しています。特に若年者や重症化リスクが低い方は活用をいただきたいと思います。

市独自に大規模な発熱外来を構築することは、医療的資源が不足していることもあり、困難であると思いますので、市として取り組む考えはありません。

次に、②についてです。無料PCR検査の積極的な広報と感染の不安がある人の検査促進についてですが、秋田県では感染拡大傾向時の一般検査事業として、無症状で感染リスクが高い環境にあるなど、感染不安を感じる方へのPCR無料検査を昨年度から実施しております。8月22日現在で県内では104か所、由利本荘市・にかほ市では10か所で実施しており、不安を感じる方については検査ができる体制について整えられているものと考えております。そのため、県の動向を注視しながら、利用できるものについては積極的な情報提供を行ってまいりたいと思います。

次に、③についてであります。医療機関、高齢者、障害者、子ども・福祉施設、保育所、学校等において定期的PCR検査の実施についてであります。コロナウイルスには誰もが感染し得る状況にあります。コロナ禍であっても社会生活を継続していくための統一したルールや対応については、国において検討していくべきものと考えております。その中に定期検査の導入や運用、役割の明確化などが示されることを期待しているところであります。

議員がおっしゃる体制を整えるためには、検査キットの供給の充実が必要であり、実施にあたっては継続的な支援が必要です。そのため、現時点での市独自対策としての定期検査体制の実施は考えておりませんが、国や県の動向を注視し、利用できるものについては積極的な情報提供を行っていくということを考えております。

次に、④についてであります。軽症者や無症状の感染者から同居家族への感染を防ぐための宿泊施設のさらなる確保についてであります。感染が急拡大していることもあり、軽症者や無症状の方が増えている状況に今あります。同居している家族等に重症化リスクの高い基礎疾患のある方や妊娠している方がいる場合などは、宿泊施設への入所が早期に必要となります。療養先の調整及び確保は県が行っており、市が単独で確保を行う予定はありません。

次に、⑤についてであります。二次感染防止、早期治療のため、感染を疑われる症状や重症化の前兆症状などの市民への周知についてであります。これまでも広報やホームページを通じてマス

クの着用やこまめな手洗いなど、基本的な感染防止対策はもちろんのこと、発熱、喉の痛みなど感染が疑われる症状や速やかな受診について周知をしてきたところでもあります。しかしながら、感染が拡大し、自宅療養者も増えてきている現状から、家庭内での二次感染防止等について改めて広報周知は必要と感じております。

県において自宅療養マニュアルを作成していますので、市としてもホームページなどで周知をしまいたいと考えております。

議員がおっしゃるように、息苦しさ、胸の痛みなど重症化の前兆症状などについても周知の必要があると考えますが、症状があり、感染が疑われる場合には、自己判断をせず、かかりつけ医へ相談し、受診をすることが最も必要であると考えております。

次に、⑥についてであります。濃厚接触者となったケアワーカーが業務を続けるために行う検査を事業者負担にしないこと、全額国費負担とするよう国に求め、それまでは県負担とすることについては、国や県の動向を注視してまいりたいと考えております。

次に、⑦についてであります。本市の感染症対策や市民への呼びかけにつきましては、基本的には県の方針や対応、県民への呼びかけの内容に沿って行っているのが現状であります。

ご質問の地域のイベントや催事への参加条件として、事前検査の徹底を打ち出すことにつきましては、仮に県がそのような方針や呼びかけを行うのであれば、市としても県民である市民に対して同様の対応を基本として検討することになります。現時点では、開催されるイベントや催事によって参加者の感染リスクやクラスター発生のリスクの度合いも異なりますので、主催者に対して対策の徹底を要請することが重要であると考えております。

次に、⑧についてであります。市はこれまでコロナ禍における経済対策については、適時適策を掲げ、優先度と試作内容を見極めながら支援をまいりました。今年度に入ってからだけでも、市内飲食店に対する20万円の事業継続緊急支援金の給付、おでかけレストラン・おうちでレストラン事業や運送業等事業継続支援金の給付などを行ってきたところでもあります。

3月22日にまん延防止等重点措置が全面解除され、全国的に行動制限がなくなり、社会経済活動が再開されているところであります。現段階では、飲食店や宿泊施設への直接支援の考えはございませんが、今後の状況を注視してまいりたいと考えております。

また、国への支援の実施を求めることについては、現在のところは考えておりません。

●議長（宮崎信一君） 教育次長。

●教育次長（畠山真姫子君） それでは、ご質問の2の①についてお答えいたします。

教育委員会におきましても、国葬に関連して市内の小・中学校などに対し、現時点で半旗掲揚などの通知をする予定はございません。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 農業振興についてですが、私この席で何度か質問しておりますけれども、大規模農家、例えば国は規模を拡大して輸出でやれと、そういうふうな方向づけやっておりますけれども、先日の農業新聞では、これは県外の例ですが、100ヘクタール規模の法人が管理がとんでもできなくて田んぼを返還し始めていると、そういう記事もありました。私たちの周辺の中でも規模を

拡大した方が区画の条件の悪いところは減反にすると、そういうふうな取り組み方をしている方もいらっしゃると思います。これでは本当に米を作って地域をきれいにしてやっていくと、持続させてやっていくと、これではちょっと難しいんじゃないかなというふうに思います。そういう意味からも、私は小規模農家を十分に手当てして、兼業でもよろしいじゃないですか。そういう関係者を多くすることが、施設の維持管理にも必要だし、農業を長生きさせていく大切な要素だと思います。大きければいいというものではないというふうに、私も実際感じております。そのように家族農業を育てるような手当て、応援、どうか市の方でもやってくれるように私は求めます。

それから、国葬に関連してですが、今のところ半旗掲揚などは考えていない、市長も教育次長もおっしゃっていましたが、何か要請があればやるということでしょうか。

それから、これ通告外ですけども、案内すれば市長は葬儀に参加する気持ちはありますか。これは答えなくても結構です。通告外ですので。

あと、コロナは、やっぱりここ市だけではなかなか容易でない面もありますので、要は感染者をより多く早く見つけて、健全な方と離すというか距離を置かせるということが大事だと思うんです。その際にも、新聞やマスコミのニュースでは、家庭で治療して亡くなっている方々も出てきていると、そういうこともあるようですので、そういうことのないように、完全にしっかりした治療を受けさせるように施設に入れてみてもらうような、家庭ではしないような、そういう体制づくりというのは必要なんじゃないかなというふうに私は思いますが、いかがでしょうか。

●議長（宮崎信一君） 市長。

●市長（市川雄次君） まず初めに、家族経営の農家を助けること、農業が継続できるような支援がという話は、佐々木春男議員からは何度となく一般質問でお伺いいただいています。

家族経営の効果としましては、やはり農地の保全、集落環境の整備ということについても大きな効果があるというふうには認識はしております。ただ、農業経営となったときに、効率的な農業経営がそれによってできるのかということになれば、議員がおっしゃるように、できていないということで、そこに対する支援が必要なんだろうという、支援をしてくれというご質問だと思います。

これまで稲作中心であれば、やはりもはや支援もなかなか難しいところではありますが、複合経営等を考えていただくものについては、ちょっと私も農業——後で農業部門の方でお答えをさせていただきますが——については、何らかの支援策があつてしかるべきだというふうにも思いますし、あるものと認識しておりますので、詳細等があれば担当の方でお答えしますが、なかなか高齢者が多い家族経営、小規模農家について、大きく支援をするということについては、なかなか難しいのかなというふうな認識ではあります。

二つ目のですね政府から通知があればということではありますが、現時点で8月26日の閣議においても、弔意表明に係る閣議了解は見送られているということもありますので、仮定の話で、くればどうするのかという話になるのかと思いますが、それはやはりその通知の内容を見た上で精査して判断せざるを得ないのかなというふうに思います。何を言いたいのかというと、仮定の話なので、現時点ではお答えのしようがないということでもあります。案内がくればと、その仮定が大きすぎるので、ちょっとお答えのしようがないなというふうに思います。

三つ目のご質問については、担当の方でもしお答えいただければ——、あれば——。

●議長（宮崎信一君） 暫時休憩します。

午後1時49分 休 憩

午後1時49分 再 開

●議長（宮崎信一君） 再開します。

市民福祉部長。

●市民福祉部長（須田美奈君） それでは、佐々木議員のご質問にお答えします。

感染者と非感染者を分けて管理していくような方策がとれないかということだと思いますが、市独自でそのような体制をとるのは難しいことだと思っております。現在、このような感染者が拡大する中で、自宅療養者も増えていると。ただし、その自宅療養に回すということは、限られた医療資源につきましても、感染リスク、重症化リスクの高い高齢者等への割り当てということを考えてそういうふうな形でされていると思いますので、そういった体制が今後、状況によってどういうふうになっていくかということは、県なり国の方で考えていただくこととなります。市の方で独自な体制を作るということは非常に困難でありますし、感染に対しても自宅療養とか入院先の調整につきましても県が行っていることから、市の方では対応には難しい面があると考えております。

●議長（宮崎信一君） 農林水産部長。

●農林水産部長（池田智成君） 全国的に農家の高齢化が進んでおりまして、後継者、担い手不足の現状に対して、地域の農業、農地、農村文化、自然景観を将来世代に引き継ぐため、将来にわたって農地を誰が担っていくか、そして、誰に農地を集約、集積させていくかを明確にする、ひと農地プランが法定化され、今後、地域計画を定めて農業振興を図っていくこととなります。いずれにいたしましても、10年後、20年後も継続できる持続可能な農業を目指してまいりたいと考えております。

以上です。

●議長（宮崎信一君） 佐々木春男議員。

●13番（佐々木春男君） 農業の高齢化が進んでいると。これは何を意味するかといえば、これまでの政策が、そういう政策のやり方がそういうふうな方向に進んでしまった。私自身も農業をやっておりますけれども、息子に跡を継げとは言えません、今の状況では。息子も東京に出て行って帰ってきませんので特にそうですが、私はそういうふうな多いと思います。私の代でという考え方の人が多いと思います。さっきも言ったように、農地を大きく拡大した、一気に拡大した方が、区画の悪いところを休ませて、稲を植えないで、ものを植えないでそうしておく。これって本当に農業のためになるのだろうか、国民のためになるのだろうかというふうに私は考えます。こういう後継者をつくるため集積すると、そういうことだけでは私は農地と地域の施設は守れない。守るために、もっと細かな対応、手当てが必要だというふうに考えます。今のその誰に農地を集めるかを考える

とかっていうのでは、先行きがはっきりしているというふうに申し上げて質問を終わります。

●議長（宮崎信一君） これで13番佐々木春男議員の一般質問を終わります。

暫時休憩いたします。

午後1時54分 休 憩

午後1時56分 再 開

●議長（宮崎信一君） それでは、再開します。

2番齋藤光春議員から、午前中の会議の一般質問、ふるさと納税の活用実績とその効果について
の

発言がございましたが、ご本人より、この質問に関する一連の発言について、会議規則第65条の規定により、取り消したいとの申出がありました。

お諮りします。これを許可することにご異議ありませんか。

【「異議なし」と呼ぶ者あり】

●議長（宮崎信一君） 異議なしと認めます。したがって、齋藤光春議員からの発言取り消しの申出を許可することに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

午後1時57分 散 会
